

チャレンジ農業支援センター事業効果調査業務委託  
事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

チャレンジ農業支援センター事業効果調査業務委託

(2) 目的

チャレンジ農業支援センターは、開設から8年が経過し、経営改善にチャレンジする意欲ある農業者及びそのグループに対し専門家派遣、助成事業、販路開拓ナビゲータ派遣等により支援してきた。

これまでの取組とその効果を明らかにし検証することで、今後のチャレンジ農業支援事業の充実拡大に貢献する。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 契約期間

令和4年4月1日から令和4年10月14日まで

(5) 選定事業者数

1者

2 事業提案上限額

7, 100, 000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

- (5) 東京都の都税の納税義務を有するものにあつては、当該都税の未納がない者であること。
- (6) 東京都物品買入等入札参加資格があり、営業種目 1 2 5 「市場・補償鑑定関係調査業務」、1 3 4 「企画立案支援」のいずれかの「A」「B」又は「C」等級に格付けされていること。又は、官公庁や他団体等の委託により、農林水産業等に関するマーケティング調査もしくは企画立案支援業務の履行実績を有し、チャレンジ農業支援事業を理解していること（この場合、実績確認のため当該契約書など契約期間、契約金額、契約相手先が分かるページの写しを併せて提出すること）。

#### 4 資料の配布と参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

##### (1) 資料の配布

仕様書及び公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の事業案内パンフレット等は、財団ホームページからダウンロードすること。

##### (2) 参加申込

様式 1 「企画提案参加希望票」、様式 2 「会社概要・実績一覧表」等を提出すること。

- ・期 限：令和 4 年 2 月 2 8 日（月曜日）から令和 4 年 3 月 4 日（金曜日）まで

午前 1 0 時～午後 5 時（正午～午後 1 時は除く）

ただし、最終日は午後 4 時まで（必着）

- ・申 込 先：公益財団法人 東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1

- ・方 法：郵送または持参

郵送の場合は、期限内に必着とする。

##### (3) 指名通知

指名をした者に対し、令和 4 年 3 月 7 日（月曜日）までに指名通知を電子メール等で行う。

#### 5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書についての質問は、以下のとおり受付・回答するので、様式 3 「質問票」により、電子メールで送付すること。なお、電子メール以外による質問及び質問受付期間終了後の質問については一切受け付けない。

##### (1) 受付期間

令和 4 年 3 月 7 日（月曜日）から令和 4 年 3 月 1 0 日（木曜日）正午まで

※送付先アドレス challenge@tdfaff.com

##### (2) 回答方法

令和 4 年 3 月 1 1 日（金曜日）までに、企画提案参加者全員に質問及び回答を電子メールで送付する。

## 6 企画提案書の作成要領

### (1) 提案に関する注意事項

- ア 「仕様書」で要求する事項について実現すること。また、実現できない場合は代替手段を提案すること。
- イ 「仕様書」で要求する事項以外に、より良い提案がある場合には、併せて提案すること。
- ウ 企画提案書は、財団ホームページ (<https://www.tokyo-aff.or.jp/>) の掲載情報等を参考にして作成すること。また、東京の農林水産業に関する各種統計は、東京都産業労働局農林水産部ホームページ、農林水産省ホームページ等を参照のこと。
- オ 企画案の作成に当たっては、実施が可能で、履行責任が負えるものであること。

### (2) 提出書類

#### ア 企画提案書

企画提案書は、A4版サイズ（横）、頁数は30ページ以内、文字サイズは12ポイント以上とする。表紙に「チャレンジ農業支援センター事業効果調査業務委託企画提案書」と標記すること。また、以下の項目について記載すること。

- ① 本業務の運営体制（工程別の人員体制、役割分担等）
- ② 業務責任者の略歴（業績を含む）
- ③ 業務実績（特に官公庁、他団体の受託実績、農林水産業に関する調査・企画立案支援業務等の実績について明示）
- ④ スケジュール（業務別の作業項目、受託者、財団の作業内容等）
- ⑤ 企画案
  - ・基本的な考え方と取組方針、全体構成
  - ・調査の取組内容（テーマ、対象、調査項目、手法等）
- ⑥ その他

各業務において有効と思われることがあれば、仕様書記載以外の事項について積極的に提案すること。

#### イ 見積書（様式任意）

見積総額及び内訳について詳細に明記すること。

なお、見積総額は、消費税等の諸税を含む税込金額を表示すること。

### (3) 提出方法

#### ア 提出部数

各10部を提出すること。うち、8部は会社名及びロゴ等会社を特定できる事項を一切記載しないこと。

#### イ 期限

令和4年3月18日（金曜日）午後5時（必着）

ウ 提出先

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 農業支援課 チャレンジ農業支援センター  
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

エ 方法

持参又は郵送。郵送の場合は、発送後であっても、期限内に未着の場合には提出が  
なかったものとみなす。

(4) 参加辞退

企画提案応募を辞退する場合は、様式4「辞退届」を令和4年3月18日（金曜日）  
午後5時までに持参又は郵送にて提出すること。

(5) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によ  
るものとする。

7 審査方法

本業務の事業者の選定について、あらかじめ提示した事業提案上限額をもとに企画提案を  
募り、財団が設置する企画審査会において、審査基準に基づき履行能力や提案内容等を総合  
的に判断して、事業者を選定する。

(1) プレゼンテーションの実施

企画提案者は、下記により開催する企画審査会においてプレゼンテーションを行うもの  
とする。プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。プレゼンテーションは提出し  
た企画提案書等をもとに行うものとし、追加資料の配布は認めない。

- ・実施日：令和4年3月25日（金曜日）予定
- ・実施時間：事業者による応募書類の提案説明25分、質疑応答15分／計40分
- ・実施場所：公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎  
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

※時間等の詳細については別途通知する。

(2) 審査基準

項目	評価の視点
実施体制 運営能力	具体的な事業計画と的確に実施・検証できる管理運営体制（業務体制）を 有し、確実な履行が期待できるか
	官公庁又は他団体等での受託実績はあるか、履行状況は適切であったか
	事業計画等に合理性と実現可能性が認められるか
	取組内容やスケジュールが具体的に示されているか、履行期間内に実施が 可能であるか

	チャレンジ農業支援事業について理解しており、必要な専門知識や経験を備えているか
企画提案力	企画・構成のコンセプト及びその背景、根拠等が明確に示されているか
	チャレンジ農業支援事業をよく理解した上での提案内容となっているか
	東京の農業の現状や課題を正しく認識しているか
	解決すべき課題が明確で、チャレンジ農業支援センターが今後展開する新たな支援に向けた効果が期待できるか
	仕様書に記載された事項以外にも魅力的な提案がなされているか
価格の妥当性	提案内容に対する経費（内訳含む）は妥当か
	コスト削減の工夫がなされているか

## 8 審査結果の通知

審査結果については、採用・不採用にかかわらず、企画提案書の提出があった者全員に対して、令和4年3月29日(火曜日)までに電子メール等にて通知する。なお、企画審査会の審査内容に関する質問は、一切受け付けない。

## 9 日程

公募・希望申出受付開始	令和4年2月28日(月)
公募締切	令和4年3月4日(金) 午後4時まで
指名通知	令和4年3月7日(月)
質問受付期間	令和4年3月7日(月)～3月10日(木) 正午まで
質問回答	令和4年3月11日(金)
企画提案書等の提出期限	令和4年3月18日(金) 午後5時まで
プレゼンテーションの実施	令和4年3月25日(金) 予定
委託業者決定、通知	令和4年3月29日(火)

## 10 契約の締結

- (1) 審査の結果、最も優れた提案を行った者と委託契約の締結交渉を行い、協議が整った場合には契約を締結する。採用された企画提案について、財団が必要と認める場合には、選定事業者と協議の上、その企画の一部を修正できるものとする。

なお、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

- (2) 選定された事業者は、各種法令を遵守することはもとより、事業の達成に向けて最大限の努力を講じること。また、委託内容の詳細な実施方法は、契約締結後、財団と協議の上、決定するものとする。

#### 1 1 その他の留意事項

- (1) 提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) プレゼンテーションでパソコンの使用を希望する場合は、事前に財団に連絡すること。なお、プレゼンテーションで使用するプロジェクター等は財団側で準備するが、パソコンは参加者において準備すること。ただし、財団は接続の不具合について一切責任を負わないものとし、あらかじめ企画提案書のみでプレゼンテーションを行えるように準備しておくこと。
- (3) 提出された書類は、書き換えや撤回をすることはできない。また、提出された書類は、返却しない。
- (4) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、無効又は失格とする。

ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提案した場合

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した場合

ウ 期限後に提案書等を提出した場合、または期限内に提案書等の提出がなかった場合

エ 企画審査会の当日、開始時間に遅れた場合

オ 実施要領に違反又は著しく逸脱した場合

#### 1 2 担当部署（連絡先）

公益財団法人東京都農林水産振興財団（立川庁舎）

農業支援課 チャレンジ農業支援センター 大原

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

電話番号 042-524-3191

E-mail challenge@tdfaff.com